

(介護予防)認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会
花物語つづき

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

1. 事業者の概要

名称	株式会社日本アメニティライフ協会
所在地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設立	1996年4月3日
資本金	5,000万円
代表者	代表取締役 江頭 瑞穂

2. 事業所の概要

名称	花物語つづき
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎東5-8-13
電話番号	045-943-7028
開設年月日	2025年8月1日
事業の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
介護保険事業所番号	1493800674
管理者氏名	小澤 重則

3. 併設する事業所

併設する事業所	無
---------	---

4. 建物の概要

①敷地及び建物

敷地	691.83㎡	
建物	構造	鉄骨造り2階建て
	延床面積	509.44㎡
	権利形態	通常借家契約

②専用設備

設備の種類	設置数	面積
専用居室	各階9室(計18室 全室個室)	8.72~9.80㎡

③共同生活住居内の共用設備

設備の種類	設置数
居間・食堂	各ユニット1箇所
台所	各ユニット1箇所
浴室・脱衣室	各ユニット1箇所
トイレ	各ユニット3箇所

5. 職員体制の概要

職員体制	職種	職務内容等
1 ユニット	管理者	常勤 1名 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をします。
	計画作成担当者	事業所に1名以上配置 介護サービス計画の作成を担当します。
	介護従事者	(日中の時間帯) 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1名以上配置(3:1) (夜間及び深夜の時間帯) 共同生活住居ごとに1名以上の配置 利用者の状態に応じ、介護サービスを提供します。
	看護師	事業所に1名以上配置 看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

職員体制	職種	職務内容等
2 ユニット	管理者	常勤 1名 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をします。
	計画作成担当者	事業所に1名以上配置 介護サービス計画の作成を担当します。
	介護従事者	(日中の時間帯) 共同生活住居ごとに、常勤換算方法で利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1名以上配置(3:1) (夜間及び深夜の時間帯) 共同生活住居ごとに1名以上の配置 利用者の状態に応じ、介護サービスを提供します。
	看護師	事業所に1名以上配置 看護師は利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡及び調整を行う。

6. 介護サービスの概要

介護サービス計画の作成	利用者の心身の状況や希望を踏まえ、利用者等との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
-------------	--

介護サービス等	<p>(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき日常生活を営む上で必要な下記の介護サービス等を、内容を区分することなく、全体を包括して提供します。</p> <p>①入浴、排泄、食事、着替え等の介助 ②日常生活上の世話や支援 ③日常生活の中での機能訓練 ④相談・援助</p>
---------	--

7. 利用料の概要

①入居までに支払う費用（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

敷金	210,000円
----	----------

②入居後に支払う費用（費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照）

月額利用料	家賃：65,500円 食材費：36,000円 水道光熱費：20,000円 管理費：18,000円
その他の費用	実費相当分
介護保険給付費の自己負担分	介護保険給付費の1割、2割又は3割

※生活保護費受給者については料金を減免し生活保護基準に引き下げ、生じる差額は事業者負担とします。

8. 協力医療機関

名称	横浜北クリニック
診療科目	内科、老年内科
所在地	横浜市都筑区中川中央1-39-44 ツクイ・サンフォレスト横浜センター北201
電話番号	045-482-7630

名称	あさがお歯科 狛江
診療科目	歯科
所在地	東京都狛江市東和泉1-6-1
電話番号	03-5761-4418

9. 提携施設

名称	特別養護老人ホーム パラダイム港南
所在地	横浜市港南区下永谷3-10-7
電話番号	045-824-7333

10. 緊急時対応方法及び損害賠償

緊急時対応方法	<p>①利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときには、従業者は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し、迅速に対応します。</p> <p>②突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p>
損害賠償責任	<p>①事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、入居契約書第19条の規定の定めにより損害賠償を行います。</p> <p>②事業者は、万一、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p>
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社

11. 事故発生時の対応

<p>①事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。</p> <p>②事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。</p> <p>③事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。</p>
--

12. 入退去にあつての留意点

<p>①入居にあつて留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護等は、要介護者又は要支援2の者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。</p> <p>(2) 事業所は、入居に際しては、主治の医師の診断書等により、利用者が認知症であることを確認することとし、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。</p> <p>(3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、サービス提供が困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。</p>
<p>② 退居にあつて留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の状況により、前項第1号の内容に該当しなくなった場合は退居していただくことがある。</p> <p>(2) 事業所は、利用者の退居にあつては、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者又は他の介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。</p>

1 3. 非常災害対策

<p>①認知症対応型共同生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。</p> <p>②非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。</p> <p>③事業所は、台風や集中豪雨等による浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。</p>

1 4. 苦情相談窓口

苦情相談窓口	・施設 管理者 TEL：045-934-7028 ・本社 安全管理室 TEL：045-979-0871
外部苦情申し立て機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 TEL：045-329-3447
行政機関	都筑区高齢・障害支援課 TEL：045-948-2313
行政機関	はまふくコール TEL：045-263-8084

1 5. 虐待の防止

<p>①事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p> <p>(2)事業所における虐待の防止のための指針を整備する。</p> <p>(3)事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</p> <p>(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く</p>
--

1 6. 身体的拘束等の適正化に向けた取り組み

身体的拘束等の適正化に向けた取り組み	1 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
--------------------	--

	<p>2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。</p> <p>3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。</p> <p>5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護事業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
--	--

17. 業務継続計画の策定等

<p>①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。</p> <p>②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。</p> <p>③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。</p>
--

18. 衛生管理

<p>①事業所は、事業に使用する備品等は清潔を保持するため、日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。</p> <p>②感染症拡大の防止として、必要に応じて利用者の隔離、面会制限等の措置を講じる。</p> <p>③事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</p>
--

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

19. その他運営に関する重要事項

- ① 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 随時
- ② 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ③ 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

20. 運営推進会議の設置

運営推進会議の目的	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護のサービスに関して、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、介護サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	利用者、利用者の家族の代表、自治会長、民生委員、地域包括支援センター職員又は役所職員、事業所の管理者及び職員等
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

以上

<以下余白>

【説明日】

年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し、交付しました。

事業所 (所在地) 横浜市都筑区茅ヶ崎東5-8-13
(名称) 花物語つづき

説明者 (氏名) 印

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(利用者との続柄:) (氏名) 印

身元引受人 (住所)

(利用者との続柄:) (氏名) 印